27健介保第668号

平成27 年8月5日

市内介護保険事業所　管理者　様

市内配食サービス事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局介護保険課長

利用料等の誤請求の防止について（注意喚起）

日頃から本市介護保険行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

先般、本市内の配食サービス事業所において、利用料の徴収にあたり対象者とは別の方に誤った請求がなされるという事例が発生いたしました。

利用料の徴収については、対象者の確認を十分に行い、請求業務をしていただいているかと思いますが、特に口座引落としによる利用料の徴収をしている場合等におかれましては、発見が遅れ、数ヶ月継続して誤引落としが繰り返される可能性が想定されますので、引落とし前に二重のチェック等を行い慎重な事務の執行をお願いします。

また、平成27年8月より一定以上所得のある方については、配食サービス利用料を含む介護サービス利用者負担が1割から2割負担となります。負担割合は、介護保険被保険者証とは別に発行する介護保険負担割合証に記載されますが、所得更正や世帯状況の変更等により、負担割合が有効期間の途中で変更となる場合がありますので、毎月、当該証の確認が必要となります。

つきましては、あらためて請求業務にあたる従業者の方に対し、以上の事項等について周知し、誤請求の防止に努めていただきますようお願いいたします。

名古屋市高齢福祉部健康福祉局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険課指導係

TEL：(052)972-3087

FAX：(052)072-4147